

「越中とやま食の王国フェスタ 2020～秋の陣～」 出展募集要領

1 開催の趣旨

富山ならではの新鮮で多彩な食材や料理、歴史に育まれた独自の食文化が魅力である「食のとやまブランド」を育成する（そだてる）とともに、本県の食の魅力充実に資する新たな取組みを広く紹介すること（つながる）などにより、「食のとやまブランド」の魅力を県内外にアピールする（ひろげる）もの。

なお、開催に当たっては、来場者に安心して楽しんでいただけるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じ、「新しい生活様式」を踏まえた新しい形でのフェスタを開催する。

2 出展資格

出展者は、以下のすべてを満たす者とします。

- (1) 出展の内容（以下「出展物」という。）が、「開催の趣旨」に合致していること。
- (2) 出展物が次のいずれかであること。ただし、主催者が特に認める場合はこの限りでない。
 - ① 富山県産の農林水産物、その加工品・調理品（主たる原材料が富山県産の農林水産物）
・使用する食材のうち、水（深層水や名水など）のみが富山県産品である加工品・調理品は含みません。
 - ② 食文化に関する商品（県内において恒常的な販売がされているもの）
 - ③ 地域の新たなご当地グルメとして開発したもの（地域での取組みや今後の継続的な取組みが認められるもの）
- (3) 2日間の会期を通して出展を行うこと。
- (4) 設営・会期中は『出展者の新型コロナウイルス感染防止対策』（別紙）を講ずること。
- (5) 法律及び公序良俗に反する行為の認められる者に該当しないこと。

3 出展の申込

出展希望者は、別紙「出展申込書」に必要事項を記入のうえ、令和2年8月24日（月）までに「越中とやま食の王国フェスタ実行委員会事務局」（以下「事務局」という。）に申込んでください。

Email : anorinsuisan@pref.toyama.lg.jp FAX : 076-444-4407

※なお、試食やアンケート等を予定している場合は、出展者において、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで実施をするものとし、その詳細を申込書に記入のうえ事務局にご相談ください。

4 出展の決定

事務局は、「出展申込書」などの提出書類により総合的に出展審査を行い、出展者を決定します。

出展の決定後、出展申込者に事務局が発行する「出展料請求書」記載の期日までに入金が確認された時点で、出展申込が完了したものとします。

5 出展物の変更

出展者は、「出展申込書」に記載された出展物などに変更が生じた場合、速やかに事務局に連絡しなければなりません。

6 出展の取消し等

「出展申込書」などの提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合、事務局は、その時期を問わず、出展の取消し、又は出展物や装飾物の撤去、若しくは変更を命ずることができるものとします。

また、次年度以降の出展については今後一切認めることなく、出展料は返還しませんので、ご注意ください。なお、出展の取消し等によって生じた出展者や関係者の損害も補償しません。

7 その他

出展者の事情（健康上の理由を除く。）により出展料入金後に出展解約の申出があっても、出展料の払戻しはしません。ただし、主催者の都合による中止や新型コロナウイルス感染拡大により中止となった場合は、この限りではありません。

なお、出展の中止に起因、関連する一切の損害（出店準備に係る経費など）については、主催者はこれを負担しません。

『出展者の新型コロナウイルス感染防止対策』

本イベントは新型コロナウイルス感染防止に万全を期すため、以下の対策について出展者のご理解・ご協力をお願いいたします。

また、今回、ホール内での調理及び飲食は、原則禁止といたしますが、出展者において新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで実施することを希望される場合は、その対策について詳細を出展申込書に記入のうえ事務局にご相談ください。

なお、本対策については、国の指針等により、追加する必要があることを予めご了承ください。

<共通>

- (1) マスクの着用を徹底すること。
- (2) 体温計測等の健康チェックを実施すること。
以下の①～④に該当する場合には、出展における業務への従事を禁止します。
 - ① 発熱がある場合、② 体調が不良である場合
 - ③ 陽性者との濃厚接触があつてから間もない場合
 - ④ 帰国後の観察期間にある場合等
- (3) 地声で大声を出さないこと（ハンドマイクの使用等で対応）。
- (4) その他新型コロナウイルス感染防止対策に有効と考えられる措置を講ずること。

<販売ブース>

- (1) 飛沫感染防止のための透明ビニールシートを設置すること。
(なお、オプション（有料）で設置を承りますので、必要な場合は、別紙 付帯工事等申込書にて申し込み願います。)
- (2) 什器とその周囲の設備等は定期的に消毒を行うこと。
- (3) 商品を取り扱う際は、手指の消毒等により衛生管理を徹底すること。
- (4) 物品販売は、できるだけ個包装とすること。ただし、野菜販売については、販売する野菜全体を透明ビニールシートで被覆する対応でも可とする。
- (5) 現金の受渡しを減らすため、商品の販売価格が500円又は1,000円単位のセット販売にする等釣銭の発生を抑制に努めること。

<展示ブース>

- ・説明員の配置は最小人数とすること（説明はブースのサイドにてお願いします。）。)